

結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額のうち、旧租税特別措置法第六十八条の二十の二第一項に規定する開発研究用設備の償却費として損金の額に算入された金額がある場合における新租税特別措置法第六十八条の九第三項又は第七項の規定の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（中小連結法人が機械等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第三百三十条 新租税特別措置法第六十八条の十一の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同条第一項に規定する特定機械装置等及び同条第三項に規定する減価償却資産について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得若しくは製作又は賃借をした旧租税特別措置法第六十八条の十一第一項に規定する特定機械装置等及び同条第三項に規定する減価償却資産については、なお従前の例による。

（情報基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第三百三十一条 新租税特別措置法第六十八条の十五の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同条第一項に規定する情報

基盤強化設備等について適用する。

（情報通信機器等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第三百三十二条 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得若しくは製作又は賃借をした旧租税特別措置法第六十八条の十五第一項に規定する情報通信機器等を同項に規定する事業の用に供した場合における法人税については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第八項	第六項又は前項	第六項若しくは前項
	控除される金額がある場合には、当該金額	控除される金額がある場合又は所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第 号。第十項において「平成十八年改正法」という。）第十三条の規定による改正後の租税特別措置法（以

第十項	
第四十二條の十一第六項又は第七項	控除される金額のうち
平成十八年改正法附則第百六條の規定によりなおその効力を有するものとされる	下この条において「新租税特別措置法」という。）第六十八條の十五第二項若しくは第三項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、これらの金額 控除される金額又は新租税特別措置法第六十八條の十五第二項若しくは第三項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち

第十二項					平成十八年改正法第十三条の規定による 改正前の租税特別措置法（以下この条に おいて「旧効力措置法」という。）第四 十二条の十一第六項又は第七項	
	第四十二条の十一第二項					
	次項、第六十八条の九第十一項					
	前条第六項及び第七項					
	第四十二条の十一第七項					
第十二項	第四十二条の十一第九項				旧効力措置法第四十二条の十一第九項 前項並びに新租税特別措置法第六十八条 の九第十項	
	前項、第六十八条の九第十一項					
	第四十二条の十一第七項					
	前条第六項及び第七項					
	第六十八条の十四第六項及び第七項、第 六十八条の十五第六項及び第七項					

	前条第六項及び第七項	第六十八條の十四第六項及び第七項、第六十八條の十五第六項及び第七項
第十七項	第四十二條の十一第六項	旧効力措置法第四十二條の十一第六項
	同法第二條第三十一号	法人税法第二條第三十一号
	第四十二條の十一第八項	旧効力措置法第四十二條の十一第八項
第十八項	又は租税特別措置法第六十八條の十五第六項	又は所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第 号）附則第百三十二條の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十三條の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力連結措置法」という。）第六十八條の十五第六項
	及び租税特別措置法第六十八條の十五第	及び旧効力連結措置法第六十八條の十五

	六項	第六項
第十九項	「租税特別措置法第六十八條の十五第十一項又は第十二項（	「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第 号）附則第百三十二條の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十三條の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力連結措置法」という。）第六十八條の十五第十一項又は第十二項（
租税特別措置法第六十八條の十五第十一項又は第十二項」	旧効力連結措置法第六十八條の十五第十一項又は第十二項」	
及び租税特別措置法第六十八條の十五第十一項		及び旧効力連結措置法第六十八條の十五第十一項

（連結法人の減価償却に関する経過措置）

第三百三十三条 新租税特別措置法第六十八条の十六第一項（同項の表の第一号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をする同号の中欄に掲げる減価償却資産について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の十六第一項の表の第一号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の十六第一項の表の第二号又は第四号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第六十八条の十九第一項（同項の表の第二号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする同号の第三欄に掲げる減価償却資産について適用する。

4 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作を

した旧租税特別措置法第六十八条の二十の二第一項に規定する開発研究用設備については、なお従前の例による。

5 新租税特別措置法第六十八条の二十三第一項（同項の表の第一号又は第二号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成十八年六月一日以後に取得等をする同表の第一号又は第二号の中欄に掲げる減価償却資産について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の二十三第一項の表の第一号又は第二号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

6 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の二十四第一項の表の第四号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

7 新租税特別措置法第六十八条の二十六第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する再商品化設備等について適用し、

連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の二十六第一項に規定する再商品化設備等については、なお従前の例による。

8 新租税特別措置法第六十八条の三十一第二項（同項の表の第五号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は製作をする同号の中欄に掲げる減価償却資産について適用する。

9 新租税特別措置法第六十八条の三十一第三項第三号の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日前に終了した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

10 旧租税特別措置法第六十八条の三十二第一項第二号に規定する共同改善計画につき同号の認定を施行日前に受けた連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の有する同号に定める減価償却資産については、同条（同号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

11 旧租税特別措置法第六十八条の三十三第一項に規定する改善計画につき同項の認定を施行日前に受けた

連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の有する同項に規定する漁船については、同条の規定は、なおその効力を有する。

12 新租税特別措置法第六十八条の三十四（第一項に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第十号に定める日以後に取得又は新築をする同項に規定する中心市街地優良賃貸住宅について適用する。

13 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成十八年三月三十一日以前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第六十八条の三十四第一項に規定する特定優良賃貸住宅については、同条（同項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「第四十七条第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第 号）附則第一百七条第十三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七条第一項」とする。

（連結法人の準備金方式による特別償却に関する経過措置）

第三百三十四条 新租税特別措置法第六十八条の四十一の規定は、同条第一項から第三項までに規定する連結

親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の会社法施行日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用し、旧租税特別措置法第六十八条の四十一第一項から第三項までに規定する連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の会社法施行日前に終了した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(連結法人の準備金に関する経過措置)

[illegible]

の会社法施行日前に終了した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

- 2 新租税特別措置法第六十八条の四十五の規定は、同条第一項に規定する連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、旧租税特別措置法第五十五条の六第一項の表の第一号又は第三号の上欄に掲げるものの施行日前に終了した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

- 3 新租税特別措置法第六十八条の四十五第一項に規定する連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に終了する連結事業年度であつて、会社法施行日前に終了する連結事業年度の同項の規定の適用については、同項中「損金経理の方法」とあるのは「損金経理の方法（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）」と、「積み立てたとき（当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により特定災害防止準備金として積み立てたときを含む。）」とあるのは「積み立てたとき」とする。

4 施行日前に旧租税特別措置法第六十八条の四十五第一項に規定する連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、同条第二項第二号ロに規定する政令で定めるところにより委託している信託財産に係る信託の契約を締結しているもの（次項において「信託契約締結連結法人」という。）の施行日以後に終了する連結事業年度（会社法施行日前に終了する連結事業年度に限る。）の連結所得の金額の計算については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	第五十五条の六第一項	
		所得税法等の一部を改正する等の法律 （平成十八年法律第 号）附則第百 九条第四項の規定によりなおその効力を 有するものとされる同法第十三条の規定 による改正前の租税特別措置法（以下こ の条において「旧効力措置法」とい う。）第五十五条の六第一項

	平成十九年三月三十一日	同表の第二号の中欄に規定する廃棄物の最終処分終了の日（第八項において「廃棄物最終処分終了の日」という。）
第二項第二号及び第三項から第五項まで	第五十五条の六第一項	旧効力措置法第五十五条の六第一項
第八項	第五十五条の六第一項 平成十九年三月三十一日	旧効力措置法第五十五条の六第一項 廃棄物最終処分終了の日
第十項	第五十五条の六第一項 「第五十五条第十一項」とあるのは「第五十五条の六第十一項」	旧効力措置法第五十五条の六第一項 「第五十五条第十一項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第 号）附則第百九条第四項の規定によりなおその効力を有す

	るものとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力単体措置法」という。）第五十五条の六第十一項
第六十八條の四十五第二項	所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第 号）附則第百三十五条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力連結措置法」という。）第六十八條の四十五第二項
「同条第十一項」とあるのは「第五十五条の六第十一項	「同条第十一項」とあるのは「旧効力単体措置法第五十五条の六第十一項

第十一項	第五十五条の六第一項	旧効力措置法第五十五条の六第一項
第十二項	第六十八条の四十五第二項	旧効力連結措置法第六十八条の四十五第二項
	第五十五条の六第十二項	旧効力単体措置法第五十五条の六第十二項
第十三項	第五十五条の六第一項	旧効力措置法第五十五条の六第一項
第十四項	第六十八条の四十五第二項	旧効力連結措置法第六十八条の四十五第二項
	第五十五条の六第十四項	旧効力単体措置法第五十五条の六第十四項
第十五項	第五十五条の六第一項	旧効力措置法第五十五条の六第一項
第十六項	第六十八条の四十五第二項	旧効力連結措置法第六十八条の四十五第二項

5 信託契約締結連結法人の施行日以後に終了する連結事業年度（会社法施行日以後に終了する連結事業年度に限る。）の連結所得の金額の計算については、旧租税特別措置法第六十八条の四十五の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	第五十五条の六第一項	
	平成十九年三月三十一日	所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第 号）附則第九条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力措置法」という。）第五十五条の六第一項 同表の第二号の中欄に規定する廃棄物の最終処分の終了の日（第八項において

第二項第二号及び第三項から第		第五十五条の六第一項	損金経理の方法（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。） 積み立てたとき	旧効力措置法第五十五条の六第一項	「廃棄物最終処分終了の日」という。） 損金経理の方法 積み立てたとき（当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により特定災害防止準備金として積み立てたときを含む。）
-----------------------	--	-------------------	--	-------------------------	---

五項まで	第八項	第五十五条の六第一項	旧効力措置法第五十五条の六第一項
		平成十九年三月三十一日	廃棄物最終処分終了の日
	第十項	第五十五条の六第一項	旧効力措置法第五十五条の六第一項
		「第五十五条第十一項」とあるのは「第五十五条の六第十一項	「第五十五条第十一項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第 号）附則第百九条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力単体措置法」という。）第五十五条の六第十一項
		第六十八条の四十五第二項	所得税法等の一部を改正する等の法律

				(平成十八年法律第 号) 附則第百三十五条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この条において「旧効力連結措置法」という。)第六十八条の四十五第二項	
		「同条第十一項」とあるのは「第五十五条の六第十一項		「同条第十一項」とあるのは「旧効力単体措置法第五十五条の六第十一項	
第十一項		第五十五条の六第一項		旧効力措置法第五十五条の六第一項	
第十二項		第六十八条の四十五第二項		旧効力連結措置法第六十八条の四十五第二項	
		第五十五条の六第十二項		旧効力単体措置法第五十五条の六第十二項	
				項	